

瑞浪市産後ケア事業安全管理マニュアル

瑞浪市健康福祉部こども家庭課

令和7年10月作成

はじめに

産後ケア事業は、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としている。

本マニュアルは、国が示す「産後ケア事業ガイドライン」（令和7年3月改定）に基づき、本市の産後ケア事業を受託する各施設において、産後ケア事業が円滑に実施され、市民に対して安全で安定的なサービスが提供されることを目的に、安全管理に関する留意事項を定めるものとする。

安全に関する留意事項

産後ケア事業の管理者は、本マニュアルの内容を参考に各施設の状況に応じたより具体的な対応計画や安全マニュアルを策定し、日頃から緊急時における対応について準備・対策を講じるものとする。また、事故等の緊急事態に備え、損害保険等の保険に加入するものとする。

なお、アクシデント発生時には速やかに関係機関・市へ報告することとする。重大事故の発生防止のため、事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集及び必要に応じて市と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図るものとする。

（１） 事故防止及び安全対策

- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）予防の観点から、仰向けに寝かせる。
- ・窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ、柵は常に上げた状態にしておく。
- ・敷布団・マットレス・枕は固めのもの、掛布団は軽いものを使う。
- ・ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻きつくものは置かない。
- ・ヒヤリ・ハット事例の収集を行い、必要に応じて市と要因分析を行い、必要な対策を講じ、職員間の共有を図る。

<感染症対策>

- ・サービス利用前に体調を確認し、母子ともに検温を行う。
- ・母子のいずれかが感染性疾患（麻しん・風しん・インフルエンザ等）に罹患している場合は、産後ケア事業を利用できないことを事前に説明する。

（２） 児を預かる場合の留意点

- ・短時間であっても児のみにならないようにする。
- ・児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察する。
- ・別室で児を預かる場合は、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の産婦や児の

ケアを行う者との複数体制を実施する。

・勤務交代による申し送り等の関係で、児の見守りができない場合は、あらかじめ利用者に周知し、その時間は預からない等の対策を講じる。

(3) 緊急時の対応体制

・緊急時の対応等を含め、適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保する。

・利用者の症状の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をする。

対応	・応急措置をする ・かかりつけ医、連携医療機関など受診先への連絡、調整 ・緊急連絡先(家族等)への連絡対応 ・受診結果の確認
報告等	・記録、管理者への報告 ・事故及び重大事案発生時、速やかに市へ電話で報告し、その後書面報告

・ケアに従事する職員に対し、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を実施又は受講させる。

・AED の設置、もしくは、最寄りの AED 設置場所を把握しておく。

・感染症への対応について、標準的予防策の徹底等、日頃から備えをしておく。

<災害発生時の対応等>

・事業所所在地のハザードマップを確認しておく。

・避難経路、避難先を職員間で共有し確認しておく。利用者にも周知する。

<児童福祉施設等災害時情報共有システム>

・宿泊型・通所型は、所在地の自治体を通じて児童福祉施設等災害時情報共有システムに登録し、訓練にも対応する。また県から被災状況について入力依頼があれば、必ず対応する。

<産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応等>

・当該事業者が虐待と確認した場合は、当該事業者は状況を正確に把握するとともに市町村に対して、把握した状況等を速やかに報告・相談し、今後の対応を協議する。

・都道府県を通じて、国へも情報提供すること。

・事業所における虐待等と疑われる事案の対応については、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和 5 年 5 月こども家庭庁)の「2 保育所等における対応」を参考にすること。

(4) 重大事案等発生時の対応

・死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案等が発生した場合は、速やかに事業所の所在地の市町村に報告し、市町村を通じて県・国へ報告する。

・事案発生直後の対応、関係者への連絡、産後ケア事業の継続、事故状況の記録、要因が明らかである場合の対応等について、市町村と事業者で取り決めをしておく。

・報告の対象となる事案

① 第1報は原則事案等発生当日(遅くとも事案等発生日の翌日)

第2報は原則1か月以内

重大事案	・死亡事故 ・治療に要する期間が30日異常の自称や疾病を伴う重篤な事故等 ⇒速やかに市を通じて県・国へ報告が必要	母親等のみ	「産後ケア事業事故等発生時報告様式」
		児を含む	「教育・保育施設等事故報告書」
その他報告を要する事案	上記以外の負傷や疾病を伴う事故等が発生した場合	「産後ケア事業事故等発生時報告様式」のその他()にチェックの上報告	
	・利用者の身体、精神症状が悪化した場合 ・利用者に医療受診の必要がある場合 ・その他利用に伴うトラブル	口頭で報告のうえ、日々使用している産後ケア事業実施報告書に記入の上報告	

※判断に迷う場合は、速やかに市へ報告を行うこと。

※閉庁時に発生した案件について、緊急を要しない場合は、翌開庁時速やかに報告を行うこと。

② 連絡先

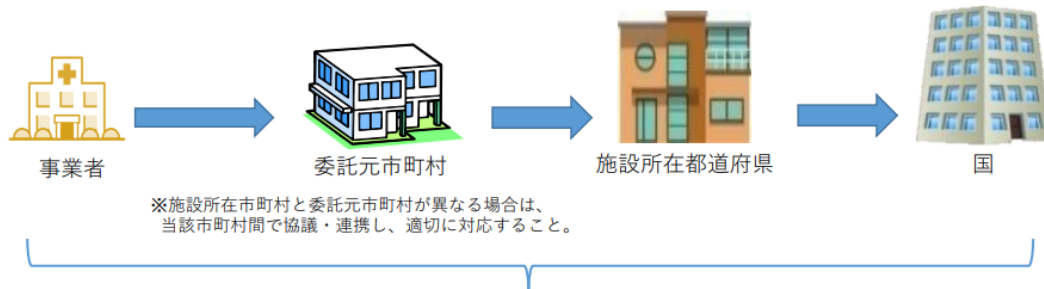
開庁時間内 平日 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く	瑞浪市こども家庭課 こども家庭係 Tel 0572-68-9210
閉庁時	瑞浪市役所(宿日直室) Tel 0572-68-2111 「市の産後ケア事業で重大事案が発生したため、こども家庭課こども家庭係と連絡を取りたい」と伝える。 ⇒市職員から折り返し連絡

【参考①】 産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

➤ 国への報告の対象となる事案の範囲

- ・ 死亡事案
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



①第1報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）

②第2報は原則1か月以内程度

このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

【参考②】 教育・保育施設等における事故の報告の流れ

